

法律援助基金のための特別会費徴収の件

(平成二十三年二月九日臨時総会決議)

改正 平成二五年一月二日 六日

同 二九年 三月 三日

令和 元年一月二日 六日

1 特別会費の徴収及び使途

本会が会則第八十九条の二及び法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）の規定により実施する法律援助事業のうち、刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業以外の法律援助事業の維持・発展に要する費用として法律援助基金の資金にあてるため、弁護士である会員より特別会費を徴収する。

2 特別会費の額

月額九百円とする。

3 徴収対象会員

弁護士である会員で、会費の免除を受けていない者とする。

4 徴収期間

令和二年六月から令和五年六月までとする。

5 その他

第一項から前項までの他、本特別会費に関し必要な事項は別に会規又は規則の定めるところによる。

附 則

この決議は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月二日改正）

第二項及び第四項の改正規定は、平成二十六年六月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三日改正）

1 第二項及び第四項の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

2 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程（会規第百二一号。以下「整備規程」という。）附則第三条第三項の規定に基づき弁護士法人規程（会規第四十七号）第二十一条の二第二項において準用する会則第九十五条の三第二項に規定する議決があつたものとみなされる法律援助基金のための特別会費徴収の件に係る弁護士法人の特別会費については、改正後の第四項に規定する徴収期間徴収するものとし、当該特別会費の額については、改正後の第二項に規定する額を基準として、整備規程附則第三条第三項に従い算定するものとする。

附 則（令和元年一二月六日改正）

1 第四項の改正規定は、令和二年六月一日から施行する。

2 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程（会規第百二一号。以下「整備規程」という。）附則第三条第三項の規定に基づき弁護士法人規程（会規第四十七号）第二十一条の二第二項において準用する会則第九十五条の三第二項に規定する議決があつたものとみなされる法律援助基金のための特別会費徴収の件に係る弁護士法人の特別会費については、改正後の第四項に規定する徴収期間徴収するものとし、当該特別会費の額については、第二項に規定する額を基準として、整備規程附則第三条第三項に従い算定するものとする。